平成２８年（フ）第５４４９号
大阪市城東区古市１―23―23―501、住民票上の住所大阪府守口市南寺方東通４丁目３番４号
債務者　光山　史朗
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５９号
大阪市大正区北恩加島１丁目３番１―217号
債務者　前野恵美子こと　ＹＯＯ　ＨＡＥＭＩ　ＪＡ　兪　恵美子
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３７号
大阪府守口市寺内町２丁目10番12―102号
債務者　児島　信子
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２０号
大阪府八尾市高砂町１丁目82番地
債務者　有田紀久惠
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７３５号
大阪府茨木市総持寺台８番504号、前住所兵庫県丹波市柏原町東奥503番地２
債務者　並岡　雪江
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８１７号
大阪市住之江区南加賀屋３丁目４番19―108号
債務者　森田　昌憲
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８３９号
大阪府東大阪市新庄３丁目19番７号　インペリアルＫ３―305
債務者　坂本　華子
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８５３号
大阪市西区九条１丁目６番14―305号、前住所大阪市西区本田３丁目２番10―801号
債務者　小林　正典
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７号
香川県高松市寺井町937番地２
債務者　若林　　徹
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第９４号
神戸市北区西大池２丁目12番１―506号
債務者　尾谷　幸治
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４号
兵庫県尼崎市武庫之荘西２丁目36番34号　宮田住宅１Ｆ101
債務者　宮本　和代
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４５号
兵庫県西宮市高須町１丁目４番６―507号
債務者　吉井千代子
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１２号
兵庫県朝来市和田山町高田388番地４
債務者　橋本　起代
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第２８号
奈良県御所市大字茅原163番地の４　33号
債務者　勘野恵美利
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１５号
鳥取県米子市車尾５丁目13番32号
債務者　二井内敏博
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第６７号
広島市中区吉島西２丁目10番10―201号　コーポ藤崎
債務者　若林　正明
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６８号
広島市中区吉島西２丁目10番10―201号　コーポ藤崎
債務者　若林まり子
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
広島地方裁判所民事第４部